

～馬毛島だより～

(第5号)

馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書について、防衛省に寄せられた意見の概要を記載した書類が、4月30日に鹿児島県知事に送付されました。県知事は、その後90日の間に環境保全の見地から書面で意見を述べることになります。これに伴い、県知事から求められていた市長の意見書を、6月10日に提出しました。

今回は、その内容について、意見書から抜粋・要約のうえ掲載します。(全文は市ホームページに掲載しています)

**馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響
評価方法書に対する市長意見 (※抜粋)**

馬毛島は、熱帯性植物の北限地帯です。約7300年前の鬼界カルデラの噴火等による大津波で、一時水没状態となったことがサンゴ石の津波石の存在から推測されています。その後の回復過程を検証する上で、参考文献が少ないことから、本方法書に記載される生物や自然に及ぼす環境への影響を評価するに当たり、スクリーニングが不十分であり、現況の調査が不可欠です。

本方法書が対象とする事業は、飛行場及びその施設の設置であり、航空機騒音による生活環境への影響が懸念されます。米軍空母艦載機離着陸訓練(FCLP)施設は、恒久的施設としての利用を目的としており、影響を将来にわたって軽減させなければなりません。米軍機においては飛行経路を逸脱する事案が発生しており、自衛隊機の飛行経路や実施される訓練内容等具体的な運用は、今後決定されるとしています。FCLPは、馬毛島に滑走路が整備されていない状況下でタッチアンドゴーによる試験飛行も行えず、予定経路を外れた場合の影響の測定は実施されません。これでは、少なくとも騒音においては、馬毛島に生息する動物や周辺で漁をする人、種子島で生活する人や動物への影響が予測できません。

本方法書では、馬毛島の約87.9%を自衛隊施設として整備する計画となっています。無人島という環境は、他の同種と長い間隔離されていることや個体群の規模が小さいため、生物は進化しやすいと考えられています。動植物が生育・生息する環境は約1割となることを考えますと、生物多様性の保全の観点にも留意する必要があります。

さらに、馬毛島屈指の好漁場である海域に港湾施設を設置予定としています。港湾施設の対象事業実施区域の面積が海域部分のみで215haあり、陸上部分と合わせ933haに及ぶ島全体を自衛隊施設として整備する計画です。また、外周道路等は延長約23kmに及びます。外周道路及び港湾施設は、飛行場施設と一体的とみなすことが必然であり、全体で大きな環境影響が予想されるため、対象事業実施区域に含め環境影響評価の対象とすべきです。

本方法書で示された環境影響評価は、その項目・手法が適切か否かを判断できる内容が極めて不足しているといえます。

重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために、将来の環境保全を担保する方法書としては不十分です。

より慎重かつ十分に、より科学的かつ客観的に行われるよう評価の前提から再考を求めることを要望するとともに、方法書記載の個別手法等について意見を述べます。

【第2章 対象事業の目的及び内容】

◆外周道路や港湾施設も環境影響評価の対象とし、次の事項について具体的に記載すること。

①飛行回数・時間・経路、②港湾施設の構造、③埋立て土砂に関する計画、④作業ヤードの詳細、⑤資機材に関する計画、⑥飛行場関連施設、港湾施設、仮設工事、外周道路の設置場所、構造、形状、埋立ての有無等、⑦工事計画及び供用後の概要等

【第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況】

◆人と自然の触れ合いの活動の場の項目について、馬毛島も調査対象とすること。

◆自然的状況の概況については、有識者の見識を幅広く集約してから示すこと。

◆社会的状況の概況の土地利用の状況は、本市の馬毛島活用計画も反映させること。

◆本地区のごみ処理施設において、馬毛島基地(仮称)が排出することが想定される事業系一般廃棄物は計画に入っていない。排出見込量など種子島広域事務組合と処理方法について協議する必要がある。

【第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】

大気質

◆調査地点に市街地だけではなく、風向・風速を考慮した地点も加えるべきである。

◆馬毛島内にも調査地点を設置すること。

騒音・振動(道路交通)

(1)自動車騒音

◆工事関連車両や関連場所における騒音・振動の発生源の分布状況を追加すること。

◆騒音・振動の発生源の分布状況を踏まえ、教育や医療・介護施設への影響が想定される場合、調査地点に加えること。

◆工事関連作業等が沿岸部で行われる以上、内陸部への騒音の伝搬が予想される。風向・風速による騒音の変動についても考慮し、内陸部の地点も追加設定すること。

(2)航空機騒音・低周波音

◆航空機騒音・低周波音は住民の大きな関心事であるため、調査及び予測の手法について重点化し、環境影響評価を実施すること。

◆運用の際、種子島上空を飛行することも想定されるため、種子島内陸部や東側の調査地点も加え、調査及び予測地点は、供用時想定される最大限の飛行経路を考慮した上で、適切な地点を追加すること。

◆予測手法に、類似事例から算出する方法を追加すること。硫黄島や各基地における航空機騒音の現況等を把握すること。

◆現地調査では、運用が計画されている航空機の単機及び複数機による実機飛行を行い、航空機騒音を測定し、その際の航跡図、プロファイル等の飛行条件を明らかにすること。

◆航空機騒音の予測コンターは、WECPNL70以下も設定すること。

◆航空機騒音・低周波音に伴う家畜への影響について、予測・評価を実施すること。

水質

(1)水の汚れ

◆港湾施設の設置により、潮流が変化し範囲が拡大するおそれもあることから、調査範囲を拡大すること。

◆対面する種子島西岸にも水質に係る予測調査地点を複数設定すること。

◆供用時の施設からの排水箇所に係る状況を明らかにしてから、予測・評価すること。

◆造成工事等で降雨時に土砂が海へ流れ出るおそれがあるため、降雨量や想定される流末を踏まえ、調査範囲を拡大し、調査地点を追加すること。調査期間等については発生する濁水濃度が

最大限になると考えられる降雨時も含めて設定すること。

◆作業ヤードの設置や浚渫を行う場合は、それらを踏まえた予測・評価を行うこと。

(2)土砂による水の濁り

◆概ね4年の長い工期を想定していることから、台風や大雨時に、濁水の濃度を可能な限り低減させる対策を検討すること。

◆陸域起源の汚濁物質や粒子などを詳しく調査する上でも、調査地点を島寄りにも追加すること。

流況

◆整備予定の港湾施設の位置や具体的な内容を示し、流況の調査に反映させること。

◆流況調査地点は仮設栈橋、係留施設等及び揚陸施設建設予定地域内に全て設定すること。特に係留施設等建設予定地には複数点設定すること。

地形及び地質

◆「土壌に係る環境その他の環境」の「地形及び地質」・「重要な地形及び地質」について、有識者から調査を行うよう要望がなされている。調査項目として選定し有識者の意見を踏まえた形で調査を行うこと。

◆有識者から、港湾施設及び護岸施設設置箇所への精密な地質調査や、防災の観点からも火山噴出物・サンゴ石灰岩(津波石)の調査も行うよう意見が寄せられている。

電波障害

◆運用の際、種子島上空を飛行することも想定されるため、調査及び予測地点は、種子島内陸部や東側の調査地点も加え、供用時想定される最大限の飛行経路を考慮した上で、適切な地点を追加すること。

◆予測手法に、類似事例から算出する方法を

追加し、硫黄島や各基地における航空機による電波障害の現況等を把握すること。

陸域動物

◆馬毛島は未開の部分が多いため、有識者の意見を踏まえ、市や県などを交えた調査を行うこと。また、有識者や市を含む関係機関等から直接意見を徴する場を設けること。

◆騒音及び夜間照明等による影響も考慮し、環境影響評価を実施すること。

◆陸域動物も「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、飛行場の施設の供用による影響」の予測の対象とすること。

◆「飛行場の施設の供用に係る環境影響評価の調査及び予測の手法については、今後決定される訓練内容を踏まえて検討します。」としているが、供用によってどの程度減少するのか、消失を防ぐためどのような低減策、環境配慮をするのか、この低減策によって陸域動物への影響はどう変化するのか、可能な範囲で予測すること。

◆動物地理学上の特徴や生物多様性保全上の重要性を確認した上で、動植物相の位置づけや生物多様性の評価などを加えること。

◆国指定天然記念物のオカヤドカリに影響がある場合には、適切な保全対策を講じること。調査地域を海浜部後背の林等に広げ、簡易トラップ等を用いた採集調査とすること。

◆ニホンジネズミの生体捕獲の記録が残っている。小型哺乳類調査を実施すること。

◆淡水産貝類のドブシジミ属が確認されている。本土のドブシジミと同一種なら南限種、そうでなければ新種(固有種)となることから、種名確定を早急に行い、それまでは現状のまま保護すること。

◆昆虫については、調査時期や調査回数などを充実させること。

◆鳥類の調査については、馬毛島が渡りルート上にあることから、有識者の意見を参考に、絶滅危惧II類のエリグロアジサシの調査時期や調査回数などを充実させること。

海域動物

- ◆海域動物の定点調査地点の間にも調査地点を追加すること。サンゴ類の調査地点を追加すること。
- ◆ウミガメの調査について、騒音や照明が影響を及ぼす可能性があることから、種子島の海岸も調査すること。

植物

- ◆市指定文化財のソテツ自生群落に影響がある場合、適切な保全対策を講じること。
- ◆植物について調査時期や調査回数などを充実させること。
- ◆供用開始に伴い生育域を狭められた際の植生に与える影響について評価すること。
- ◆植生に関する現況を正確に把握すること。固有種のタネガシマアリノトウグサは絶滅させることがないようにすること。

生態系

- ◆マゲシカの生息環境、生息数、繁殖状況、産子数、生残数、食性、食物量など生態に関する調査とデータ解析を行うこと。
- ◆シカに関する環境影響評価において、シカ個体群の規模と構成、個体群動向の把握、生息環境とシカによる利用状況の把握、それらの調査結果の科学的分析による影響の具体的な予測と評価に基づき検討する必要がある。
- ◆長年の隔離と島の環境に適応して生物が進化している可能性があり、交換や個体を補充することはできないとの有識者意見がある。馬毛島に分布する、特に注目される動植物種については、遺伝的多様性の把握と近隣島嶼個体群との交換可能性の評価を行うこと。

景観

- ◆市街地や天女ヶ倉、喜志鹿崎灯台、あっぱ〜らんどなどの調査地点を加えること。
- ◆調査期間について、時期や時間等について

具体的に示すこと。

- ◆予測手法を具体的に示し、フォトモンタージュ法の他の調査方法についても示すこと。
- ◆馬毛島のシルエットは、古くから種子島の住民の生活と結びついた歴史的景観であり、景観を維持することの重要性及び損失が及ぼす影響について評価すること。
- ◆岳之腰に存在するトーチカ及び島の南部にその跡を残す爆弾投下的は、戦争遺構であり、調査及び評価が必要である。

廃棄物等

- ◆米軍が排出する廃棄物の種類及び処理状況について明らかにした上で、既存米軍基地所在地と種子島における処理施設等への影響について比較検討すること。

その他

- ◆外周道路も含めた事業区内の埋蔵文化財分布調査を実施すること。
- ◆開発事業着手の際、土器や石器等の遺物が出土した場合、どのような手続きを踏んで作業を進めるのか、具体的に示すこと。
- ◆「椎ノ木遺跡」・「馬毛島葉山王籠遺跡」は、学術的に貴重な遺跡であり、発掘調査の実施について協力すること。
- ◆平成30年に厚生労働省が戦没者遺骨収集事業を行ったが、埋葬箇所の特定には至っておらず、引き続き範囲を広げて調査を行う必要がある。
- ◆環境影響評価の方法書と準備書に対して出された意見と、それに対する事業者の見解・対応等に関する回答を公表すること。
- ◆環境影響評価に関する調査結果について、得られたデータ、分析手法、分析結果、評価と結論を科学的・物理的・具体的に記載した分かりやすい報告書として取りまとめ、第三者が容易に入手し、内容を検討できる形で公開すること。

■問い合わせ先

市役所企画課馬毛島対策係 ☎2-1111内線213